

告発の概要

端緒は、市長宛の匿名通報で、調査したところ、以下の事情が判明した。

甲は、平成21年秋頃、健康福祉局を所管する財政福祉委員会委員である名古屋市議会議員Aから、当時、名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課の嘱託職員であったBの委嘱期間が平成22年3月末日で終了することに伴い、Bの新たな嘱託職員としての採用について要求を受けた。甲は、Aの依頼を試験の成績に関わらずBを採用するよう要請があったものと受け止め、部下の乙に対し、平成22年3月頃、具体的な方法は示すことなく、成績に関わらずBを採用するよう指示した。乙は、当初は上司の指示を拒否したものの、強い指示に最終的に受けざるを得ないと判断し、部下で嘱託員の採用選考に携わる丙に対し、平成22年3月下旬頃から4月頃にかけて、具体的な方法は示すことなく、成績に関わらずBを採用するよう指示した。丙は、当初は、上司の指示を拒否したが、強い指示に逃げ場がないと感じつつ、Bが実力により合格する可能性も期待していたが、平成22年4月24日午前実施された採用選考試験では、Bの筆記試験の成績が午後の面接試験に進むための最低基準点に達しなかったため、このままでは上司の指示に従えないと当惑した丙は、同日昼頃、面接試験の対象者を決定する直前に、採用選考試験の会場内において、Bの答案用紙を抜き取り、答案中のうち、誤答であった2問について、採点誤りを装って正答に改ざんすることで、本来の得点を嵩上げして、本来、面接試験の対象とならなかったBを不正に面接試験へと進めた。同日昼頃、採用選考試験の会場で、甲は、乙がBの面接試験の面接官となるよう乙に指示したが、偶然、本来の基準どおりで指示されたと同じ結果となって乙がBを面接し、最終的に採用選考試験に合格となった。その後、採用選考試験当日の結果に基づき作成された2通の公文書において、被告発人らの不正な行為による採用選考試験当日の結果に基づき、事情を知らない起案者をして、これらの公文書中のBの点数、順位、採用選考合否、委嘱する嘱託員等の記載について虚偽の内容を記載させ、被告発人らも印鑑を押捺して虚偽公文書を作成した。そして、これらの公文書を行することで、本来の成績では採用候補者になり得ず、また嘱託員として委嘱され得なかったBを、採用候補者として不正に決定し、嘱託員として不正に委嘱するに至ったものである。

なお、名古屋市の調査において、Bの合格に不正があったことについては、直ちに丙から乙に、また乙から甲にその指示の結果を報告したものと考えられる事情が判明しており、甲及び乙はBの採用手法に不正行為のあったことについては認識していたものと思料される。